「三木市地域公共交通検討協議会」について

会議の目的・意義

道路運送法 (昭和26年法律第183号)第91条の2第2項に定める協議及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項に定める協議を行う法定協議会。

① 道路運送法

地域の実情に応じた適切な乗合運送の態様及び運賃並びに料金に 関する事項、市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に 関する事項などについて協議する。

- →議事事項が会議で合意されると、ルートの新設·変更や運賃設定な どの国への各種手続が簡略化される等のメリットがある。
- ② 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 公共交通計画の策定及び変更に関する事項、公共交通計画に位置 付けられた事業の実施に関する事項などについて協議する。
 - →議事事項が会議で合意されると、国からの支援を受けることがで きるなどのメリットがある。
- ※上記は「三木市地域公共交通検討協議会設置要綱」に基づき記載。